

いきがい愛の会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、「いきがい愛の会」と称する。

(組織)

第 2 条 本会は、原則として上尾市と伊奈町に居住し、彩の国いきがい大学伊奈学園の卒業生及び在校生の有志をもって組織する。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の連携を密にして、協調と親睦を図り、生きがいを高揚するとともに社会に貢献・寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所は、会の代表者（会長）宅とする。

(事業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会、親睦会
- (2) 社会奉仕活動
- (3) 地域別事業
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第 6 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 18名以内（各科理事3名以内、地域別世話人6名）
- (5) 会計監事 2名

2 各科から選出された理事（各科理事）は、地域別世話人を兼務することができる。

(役員を選任)

第 7 条 役員を選任は、前期役員会で協議後、定期総会に上程し、会員の承認を得るものとする。

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。任期半ばで欠員となった場合は、役員会において後任者を当該科から選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、会議を招集しその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、理事と協力して全体事業及び各科担当事業の計画立案・推進を図る他、事務局を担当する。事務局長は会長が指名する。
- (3) 会計は、理事のなかから選出し、会費等の出納を担当する。
- (4) 各科理事は、次に掲げる科別グループの構成人数に比例して選出し、副会長と協同して計画事業の実施に当たる。
 - ① まちづくり科グループ
生活環境科、地域創造科、地域づくり科、まちづくりコース、ひと・まち・ふれあいコース、ひと・まち・ふれあい科、暮らし・環境みどり自然科
 - ② 健康科グループ
健康福祉科、福祉・環境科、健康づくりコース、健康づくり科
 - ③ ふるさと科グループ
ふるさと伝承科、郷土を知るコース、郷土を知る科、ふるさとを学ぶ科
 - ④ 芸術科グループ
美術工芸科、絵画科、美術科、みんなで歌おう科
- (5) 第 11 条の規定による地域別グループの世話人(地域別世話人)は、原則として地域別集会で選出し、担当地域の事業運営の他、理事として本会事業の推進に協力する。
- (6) 会計監事は会長が選出し、総会で承認を得る。また、役員会に出席して意見を述べることができる。但し、役員会の議決権はない。
- (7) 役員は、満 80 歳を超えて選出されない。

(顧問)

第 9 条 顧問は、会長経験者、会報編集責任者及びHP担当責任者とする。

2 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権はない。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、以下のとおりとする。

(1) 定期総会

(2) 臨時総会

(3) 役員会

(4) 執行部会

2 定期総会は、年度終了後 2 か月以内に開催する。また、委任状を含む会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、次に掲げる事項を出席者の過半数の同意をもって議決する。

(1) 年間事業報告及び決算案並びに新年度事業計画及び予算案

(2) 役員を選任に関する事項

(3) 会則等の改廃に関する事項

3 臨時総会の開催を請求する者は、会員 20%以上の賛同により、臨時総会開催要望書を作成し、署名押印後、会長又は役員会に提出し、承認を得るものとする。

4 総会の議長は、第 8 条第 1 号の定めにかかわらず、出席した会員のなかから過半数の賛同をもって選出する。

5 役員会は、第 6 条に定める役員で構成し、次に掲げる事項を議決する。また、顧問のほか、必要に応じ社会福祉事業の代表担当者を出席させ、意見を求めることができる。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する重要な事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要さない会務の執行に関する事項

6 執行部会は、会長、副会長及び会計で構成し、役員会の準備及び整理を行う。

(地域別グループ)

第 11 条 本会の事業を推進するため、また事務局業務の負担軽減のため、居住地域別グループを設け、会員の連携の緊密化と超高齢会員及び健康障害者の支援を図ることとする。

2 地域別グループの区割りは、次のとおりとする。

1 グループ・・・上尾市西北地区

(井戸木、中妻、浅間台、弁財、泉台、藤波、中分、領家、小泉、小敷谷)

2 グループ・・・上尾市西南地区

(春日、柏座、谷津、富士見、西宮下、今泉、川、向山、戸崎、地頭方、平方領々家、上野、平方、畔吉)

3 グループ・・・上尾市東中央地区

(原新町、緑丘、上町、本町、二ツ宮、上尾村、東町、愛宕、栄町、上尾下)

4 グループ・・・上尾市東北地区

(上、久保、上平中央、菅谷、平塚、錦町)

5 グループ・・・上尾市東南地区

(原市、瓦葺)

6 グループ・・・伊奈町全地区

3 地域別グループの世話人は、第 1 項に定める目的の実現に努めるものとする。

4 地域別グループの区割りは、会員数の変動を考慮して、適宜見直しを行う。

(サークル)

第 12 条 本会の対外活動の展開を行うため、また会員同士の連帯を深めるため、会員の特技・趣味を活用したサークルを設立することができる。

(経費)

第 13 条 本会の運営上必要な経費は、会費及びその他の収入を以て充てる。

2 会費は年 1000 円とし、特に必要な時は、臨時徴収する。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

(別 則)

第 1 条 本会運営上必要な規定は、別に定めることができる。

(施 行)

第 2 条 本会則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(改 訂)

第 3 条 本会則は、平成 1 0 年 5 月 2 日から改定施行する。

2 本会則は、平成 1 8 年 4 月 2 5 日から改定施行する。

3 本会則は、平成 1 9 年 4 月 1 3 日から改定施行する。

4 本会則は、平成 2 3 年 4 月 2 2 日から改定施行する。

5 本会則は、平成 2 4 年 4 月 6 日から改定施行する。

6 本会則は、平成 2 7 年 4 月 1 0 日から改定施行する。

7 本会則は、平成 2 8 年 4 月 8 日から改定施行する。

8 本会則は、平成 2 9 年 4 月 7 日から改定施行する。